

「こども性暴力防止法」の施行に伴う実習に関するお知らせ

令和6年6月に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（通称：こども性暴力防止法）が、令和8年12月25日より施行される予定です。本法は、学校・保育所・学習塾等において、児童等に対する性暴力を防止するための措置を講じることを事業者に義務付けるものであり、教育実習や保育実習など、こどもと接する実習・活動を行う学生にも影響が及ぶ可能性があります。

◆ 実習に関する主な留意点

1. 法の施行日以降、教育実習・保育実習等を児童等に接する形で実施する前に、実習先（学校・保育所等）等から「特定性犯罪前科（性犯罪に係る前科）」の有無についての確認が求められる可能性があります。

この手続きの結果、特定性犯罪前科が確認された場合には、法に基づく防止措置として児童等と接する実習・活動に参加できない場合があります。

2. 実習を実施できない場合、教員免許状や保育士資格等の取得要件を満たすことができません。また、実習が卒業に必要な必須科目である場合には、当該実習を履修できることにより、卒業要件を満たすことができません。
3. 実習・活動を希望する学生には、実習実施前に、「同意書」および「性犯罪前科がない旨の誓約書」等の提出をお願いすることございます。

また、実習以外でも学生がインターンシップやボランティア活動等を通じて児童等と接する業務に従事する場合も、対象事業者が犯罪事実確認を求める可能性があります。

本学では、本法の趣旨を尊重し、学生の皆さんのが安心して教育・実習に臨めるよう、関係法令を遵守したうえで適切に対応してまいります。

実習に関する詳細や提出書類等については、入学後に別途ご案内いたします。

◆ 法制度の詳細

「こども性暴力防止法」についての制度の詳細は、こども家庭庁の公式ウェブサイトをご確認ください。

► [こども家庭庁「こども性暴力防止法（制度概要）」](#)